

村上市地域公共交通活性化協議会について

協議会の概要

村上市では、市内の公共交通の活性化・再生を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）第6条に基づき、関係機関等から構成される「村上市地域公共交通活性化協議会」を平成22年2月9日に設立しました。

本協議会は、平成22年度に、国の補助を受けて村上市の公共交通の活性化・再生のための具体的な施策を盛り込んだ「村上市地域公共交通総合連携計画」を策定しました。

平成23年度からは、バス、タクシーを活用しまちなか循環、通院支援といった運行事業等を実施し、その検証に取り組んでいます。

協議会の構成

【協議会】

国、新潟県、村上市、交通事業者、道路管理者、警察署、公共交通の利用者、学識経験者、交通事業者労働組合、市内高等学校PTA、商工会議所、商工会、観光協会などで協議会を構成しています。協議会委員の任期は2年間です。（協議会事務局：村上市自治振興課）

【分科会】

協議会内に、個別具体の事項について詳細な協議を行う「分科会」を設置し、より具体的な検討や検証を行います。分科会は次の4つの分科会となります。

※分科会は必要に応じて開催し、委員は会長が指名します。

分科会	協議事項
生活交通確保・バリアフリー対策分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・空白地の公共交通の確保 ・誰もが移動しやすい公共交通の体系化 ・車両や駅周辺等のバリアフリー化 等
地域活性化・公共交通利用促進策検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通による中心市街地の活性化 ・車から公共交通への利用転換の促進 ・公共交通利用補助制度の検討 ・公共交通利用促進PR手法の検討 等
輸送サービス向上・安全円滑化分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・既存公共交通資源の有効利用 ・効果的な運行路線の再編 ・交通渋滞の緩和対策 等
福祉輸送サービス検討分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、高齢者向けの輸送サービス ・NPO等との連携 等

村上市地域公共交通総合連携計画について

計画の目的

村上市地域公共交通総合連携計画では、幹線公共交通（鉄道・路線バス）とこれを補う移動手段のあり方について見直しを行うとともに、統一的なサービス水準を設定し、将来にわたって維持存続可能な交通体系の確立を目指します。

計画区域

村上市全域

計画期間

平成 23 年度～平成 32 年度（10 年間）

計画の目標

<基本方針>

市民、交通事業者、行政が協働でつくり育てる公共交通

<地域公共交通の活性化・再生の目標>

- 1) 市民の生活を支える利便性の高い地域公共交通
- 2) 交通サービスの特性を活かした持続可能な地域公共交通
- 3) 地域活性化に資する地域公共交通

重点施策

- I. 既存路線の見直し
既存の路線バスの運行ダイヤ・ルート等の見直し、まちなか循環バスの運行
- II. 地域に適した運行手法の導入
デマンド型（予約型乗合）交通の運行
- III. 公共交通のわかりやすい情報提供
公共交通ガイド等の作成、配布
- IV. 地域住民による検討体制の構築
運行見直し基準の設定、地域住民による運行評価